

(別紙)

23 組 検 第 72 号
金 検 第 215 号
平成 23 年 5 月 13 日

各都道府県知事 殿

農林水産省大臣官房協同組合検査部長 岡 田 憲 和

金 融 庁 検 査 局 長

細 溝 清 史

農業協同組合法に定める要請検査の実施に係る基準・指針の制定について

農業協同組合法第 94 条第 3 項並びに同法第 98 条第 1 項、第 2 項及び第 9 項の規定に基づき、農業協同組合の信用事業に対し、都道府県が主務大臣（農林水産大臣及び内閣総理大臣）と連携して実施する検査（以下、要請検査という。）については、「規制・制度改革に係る対処方針」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において、「金融庁（財務局）及び農林水産省が都道府県と連携して検査を行うための基準・指針等を農林水産省・金融庁が共同で作成することで農協検査の実効性を高める」等の内容が示されたところである。

以上の経緯を踏まえ、今般、要請検査に関し、当該検査を実施するための基準・指針として、「農業協同組合法に定める要請検査の実施に係る基準・指針」を別添のとおり定めたので、通知する。

農業協同組合法に定める要請検査の実施に係る基準・指針

1 趣旨

農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 94 条第 3 項並びに同法第 98 条第 1 項、第 2 項及び第 9 項の規定に基づき、同法第 10 条第 1 項第 3 号に定める事業を行う農業協同組合（以下「農協」という。）の信用事業（同法第 10 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第 6 項及び第 7 項の事業をいう。以下同じ。）の健全な運営を図ることを目的に、都道府県知事の要請を受けて農林水産大臣及び内閣総理大臣（金融庁長官）が当該都道府県知事と連携して実施する検査（以下「3 者要請検査」という。）を行うための基準・指針を農林水産省及び金融庁が共同で定めたので、当該検査に係る今後の事務運営はこれに基づき行うものとする。

2 3 者要請検査の対象

3 者要請検査は、以下のいずれかの項目に該当する信用事業を行う農協に関して、都道府県知事が農林水産大臣及び内閣総理大臣（金融庁長官）（以下「主務大臣」という。）に対して当該検査の実施を要請し、かつ、主務大臣が当該検査の実施を必要と認める場合に行うものとする。

なお、以下の項目のいずれかに該当する農協がある場合には、都道府県知事から 3 者要請検査の要請がなされることを想定して、主務大臣は検査態勢の整備に努めるものとする。

（1）都道府県知事が以下の項目に該当するか等を勘案し、地域の金融システムや地域経済に与える影響が大きいと考える農協

① 貯金量の規模が 1, 0 0 0 億円以上の農協

② 貯金量の規模が当該農協が属する都道府県域に所在する農協の貯金量の平均以上の農協

（2）不正・不祥事の再発が認められる農協

3 3 者要請検査の範囲

3 者要請検査は、農業協同組合法第 94 条第 3 項並びに同法第 98 条第 1 項、第 2 項及び第 9 項の規定に基づき、信用事業に関する業務又は会計の状況を範囲として行うものとする。

4 3 者要請検査の実施等

（1）主務大臣の検査権限の発生と消滅

主務大臣の検査権限は、都道府県知事の 3 者要請検査の要請に対し、当該要請に応ずる旨の通知を行うことによって生じ、被検査農協に対して検査結果を通知することによって消滅するものとする。

（2）要請手続

- ① 3者要請検査の実施に係る要請は、農業協同組合法第98条第10項及び同法施行令第9条の規定に基づき、都道府県知事が、農林水産省大臣官房検査・監察部長（沖縄県にあっては、沖縄総合事務局長（農林水産部所管に係る事項に限る。以下「検査・監察部長等」という。）及び当該都道府県を管轄する財務局長等（財務局長、財務支局長及び沖縄総合事務局長（財務部所管に係る事項に限る。）をいう。以下同じ。）に対し行うものとする。
- ② 都道府県知事は、上記①にある要請を、以下の事項を記載又は添付した文書をもって、行うものとする。
 - ・ 検査を要請する組合の名称
 - ・ 要請理由
 - ・ 検査予定期間
 - ・ 都道府県の検査参加予定人員
 - ・ 対象農協の現状
 - ・ 当該要請検査において検証を行う必要があると考える事項
 - ・ その他検査の実施に当たって留意すべき事項

（3）要請の受理・応諾等

4（2）にある要請を受けた検査・監察部等（農林水産省大臣官房検査・監察部及び沖縄総合事務局農林水産部をいう。以下同じ。）及び財務局等（財務局、財務支局及び沖縄総合事務局財務部をいう。以下同じ。）は、当該要請への応諾に係る検討を行い、当該検討結果を検査・監察部長等及び財務局長等の連名による都道府県知事宛の文書により通知する。

なお、検査・監察部等及び財務局等における検討に際しては、当該要請に係る文書に記載された内容に留意するものとする。

また、検査・監察部等及び財務局等は、当該記載内容にない具体的事項及び検査を行う上で必要と認められる事項については、必要に応じ、都道府県より聴取を行うよう努めるものとする。

（4）検査責任者

都道府県知事、検査・監察部長等及び財務局長等は3者要請検査の実施に当たって、それぞれ検査責任者を選任する。

（5）検査実施に当たっての事前協議等

3者要請検査の実施に当たっては、都道府県、検査・監察部等及び財務局等は3者の協調、連携が適切に確保されるよう、当該検査の立入検査（農協の事務所その他の施設に立ち入らせ、業務又は会計の状況を検査する行為。以下同じ。）実施前に事務の配分、検査の手順等について十分協議するものとする。

都道府県は、当該検査を円滑に実施する観点から、検査の実施に必要と認められる情報等を、検査・監察部等及び財務局等と共有するよう努めるものとする。

（6）検査の実施

各検査責任者（都道府県、検査・監察部等及び財務局等の各々において4（4）

に従い選任された者をいう。)は、自らに属する検査職員を指揮して検査を実施するとともに、3者要請検査が緊密な連携の下で行われるよう、十分配慮し、業務を遂行するものとする。

(7) 立入検査終了時の手続

各検査責任者は、立入検査終了に当たり、被検査農協の役員との間で、①被検査農協との間での議論の状況、②立入検査の過程で把握した事実関係について両者の間で認識の相違がないこと、③立入検査を通じて把握した問題点等を伝達し、これに対する被検査農協の認識を聴取し、両者の間の認識の一致及び相違、について確認する。

(8) 検査結果の報告

各検査責任者は、立入検査終了後、速やかに、検査を通じ把握した事項、問題点等を取りまとめた検査報告書を各々作成し、自らの所属の長（都道府県知事、検査・監察部長等及び財務局長等をいう。）に対して報告するものとする。

(9) 検査書の作成及び交付

- ① 3者要請検査に係る検査書は、検査に従事する職員が共同して作成するものとする。
- ② 当該検査に係る検査書は、検査を実施した都道府県知事、検査・監察部長等及び財務局長等の連名で発出することとする。
- ③ 検査書の交付は、都道府県知事から被検査農協に対し行うものとする。

5 本省庁への協議

沖縄総合事務局長（農林水産部所管に係る事項に限る。以下同じ。）及び財務局長等は、当分の間、都道府県知事から3者要請検査の要請があった場合には、応諾に係る検討について、沖縄総合事務局長にあつては農林水産省大臣官房検査・監察部長に、財務局長等にあつては金融庁検査局長にそれぞれ協議し、その指示を受けるものとする。

6 その他

- (1) 3者要請検査の実施に際して、本基準・指針に定めのない事項については、検査・監察部等の職員にあつては農林水産省協同組合等検査基本要綱（平成23年9月1日付23検査第1号農林水産省大臣官房検査部長通知）等に、検査局等（金融庁検査局、財務局、財務支局及び沖縄総合事務局財務部をいう。以下同じ。）の職員にあつては金融検査に関する基本指針（平成17年7月1日付金検第369号）等に基づいて行うものとする。

- (2) 都道府県、検査・監察部等及び検査局等は、3者要請検査の実施に際し、調整の必要な事項が生じた際には、協議の場を設け、必要な調整を行うこととする。